

鳥取県立夜間中学 設置にあたって

令和4年4月

**鳥取県教育委員会事務局小中学校課
県立夜間中学設置準備室**

目次

1 夜間中学の概要及び国の動向	1
(1) 夜間中学の概要	1
(2) 国の動向	1
設置状況（2021年4月）	2
2 これまでの経緯	3
3 本県における各種調査	5
(1) 夜間中学の対象となる可能性がある人の状況	5
ア 義務教育未修了者	5
イ 不登校生徒の状況	6
ウ 進路別卒業生数の推移（中学校卒業生）	7
エ 鳥取県におけるひきこもりの実態	8
オ 在留外国人の状況	9
4 鳥取県立夜間中学設置基本方針	10
(1) 設置形態	11
(2) 対象者	11
(3) 設置場所	11
(4) 生徒・教職員	12
(5) 教育活動	12
(6) 開校時期	13
(7) 分教室の設置について	13
5 県立夜間中学設置・開校に向けたスケジュール案	13
鳥取県立夜間中学等に関するアンケート調査及び調査結果の概要	14
参考資料	17

1 夜間中学の概要及び国の動向

(1) 夜間中学の概要

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。

昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、令和2年4月現在、10都府県28市区で34校が設置されている。近年は、日本国籍を有しない生徒が増加している（全体の約8割）。

出典：文部科学省 夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）平成30年7月
夜間中学の必要性と文部科学省における取組について 令和3年2月

(2) 国の動向

平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立した。本法律により、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念に、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかったもののうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。

さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。

市町村立のみならず都道府県立の夜間中学の設置も進むよう、既に義務教育費国庫負担法が改正され（平成29年3月）、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることとなった。

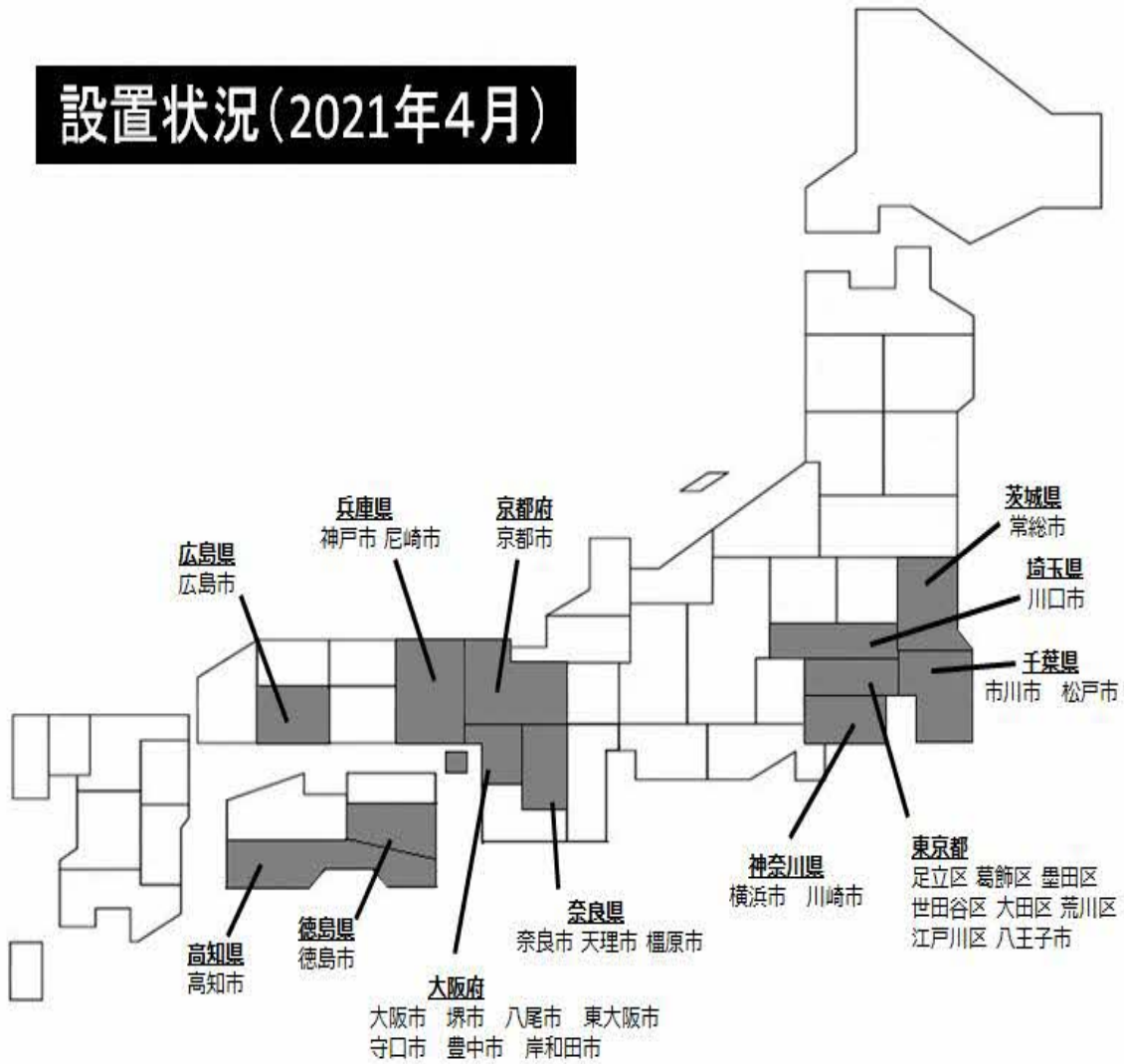
令和元年11月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るとされた。

令和2年6月には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図るとされた。

令和3年1月の第204回国会の衆議院予算委員会における菅義偉内閣総理大臣の答弁（令和3年1月25日）のなかで、「引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい。」との発言があった。

出典：文部科学省 夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）平成30年7月
夜間中学の必要性と文部科学省における取組について 令和3年2月

設置状況(2021年4月)



出典：文部科学省 HP「夜間中学の設置促進・充実について」

2 これまでの経緯

国の状況等を踏まえ、平成30年度から2年間に渡り、県教育審議会に夜間中学等調査研究部会を設け、調査研究を進めた結果、法律の要請や県内ニーズに応えるべく、公立夜間中学、私立夜間中学の設置検討を含め、学びを必要とする全ての方への学びを保障するために取り組む必要があることで報告がまとまった。

その後、市町村教育委員会との意見交換を経て、県立での夜間中学の設置を求める要望書が鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会から提出された。要望書を受け、県立での設置を検討するため、鳥取県夜間中学設置検討委員会を設け、2回目のアンケート調査を経てとりまとめた、県立夜間中学設置に向けた方針案を基に、令和3年11月24日開催の定例教育委員会において、県立夜間中学の設置方針を決定した。

平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズ調査 夜間中学に「通ってみたい」「通わせてみたい」と回答した者24人 <内訳>不登校の学齢期の生徒21人、不登校により十分の教育を受けられないまま卒業した者3人（東部5人、中部10人、西部9人）
令和2年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育審議会『夜間中学等調査研究部会』からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査を踏まえると、学齢期の生徒を入学対象としないことは考えにくく、学齢期の生徒を対象とした場合、昼間の開設が望ましいが、加えて、就労者を対象とした夜間の開設が必要であり、不登校特例校など柔軟な教育課程の編成が必要となる。 ・ 本県の交通事情を勘案すると、入学希望者全てが1か所の学校へ継続的に通うことは困難であることから、場所は利便性の良い市部とし、本校の他に分校を設置することも考えられる。
令和2年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月定例教育委員会での協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立夜間中学の設置について検討を進めることとし、市町村の意向を伺った上で、具体的検討を進めていく。
令和2年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立での夜間中学の設置を求める要望書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育を所管する市町村による設置を模索すべく意見交換を行ったところ、各市町村では夜間中学による就学期間提供の重要性・必要性は認識した上で、全県に散在するニーズを踏まえると市町村単独での運営は困難であり、県内どの市町村に在籍しても夜間中学に通うことが出来るよう、県立での夜間中学を求める意見が大半を占め、7月13日付けで県立での夜間中学の設置を求める要望書が鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会から提出された。
令和2年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立での夜間中学の設置に係る検討組織の立ち上げを決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月15日開催の定例教育委員会において、夜間中学の県立による設置等についての検討を始めることについて協議を行い、検討組織を立ち上げ、具体的に検討を進めることで結論を得た。
令和2年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回*鳥取県夜間中学校設置検討委員会* <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校形態等にかかる具体的検討 等 ・ 新たなニーズ調査の実施を検討 ※ 県立夜間中学の設置に向けた検討課題や開校のために必要な事項に関して、専門的な知識、見識を有する者で構成される「鳥取県夜間中学校設置検討委員会」を設置し、県立夜間中学設置に向けた具体的検討を行った。

令和2年12月~ 令和3年2月	○ 鳥取県立夜間中学に関するアンケートを実施
令和3年5月13日	○ 第2回鳥取県夜間中学校設置検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立夜間中学に関するアンケートの調査結果について ・ 設置検討にあたっての論点～夜間中学の対象者について ・ 設置に向けた具体的検討課題について (対象者、設置場所、運営に関する課題等) ・ 県立夜間中学設置に向けたスケジュール案
令和3年9月13日	○ 第3回鳥取県夜間中学校設置検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県立夜間中学設置に向けた方針案について
令和3年9月25日 26日	○ 夜間中学にかかるシンポジウム（広報活動）
令和3年11月24日	○ 定例教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立夜間中学の設置方針について、議決

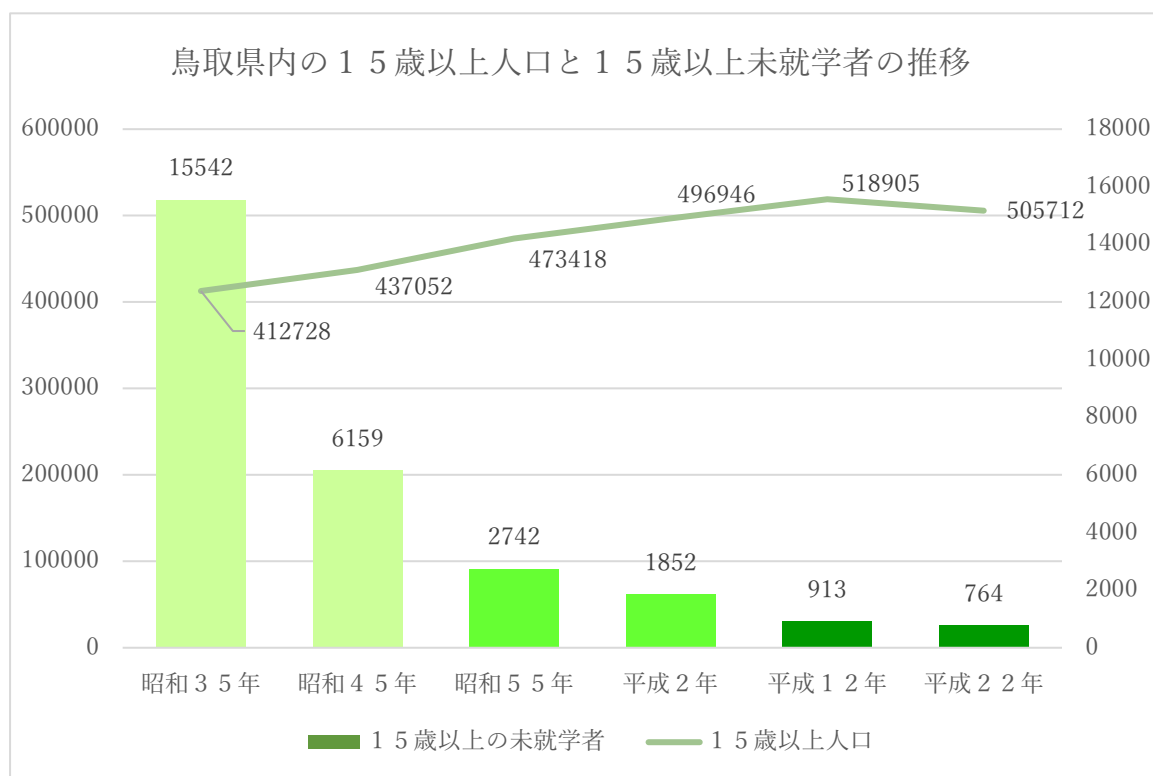
3 本県における各種調査

(1) 夜間中学の対象となる可能性がある人の状況

義務教育段階の学び直しを必要としている人の内、鳥取県立夜間中学の対象となる可能性があるのは、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者（以下「義務教育未修了者」という。）、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）及び外国籍の者であり、県内の状況は次のとおりである。

ア 義務教育未修了者

国勢調査では、10年ごとに15歳以上の「未就学者」を調査している。＊国勢調査における15歳以上の「未就学者」とは、「在学したことのない者又は小学校を中途退学した者」であり、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や、「中学校を中退した者の数」は含まれていないため、義務教育未修了者は実際にはより多くの人数に上ると考えられる。



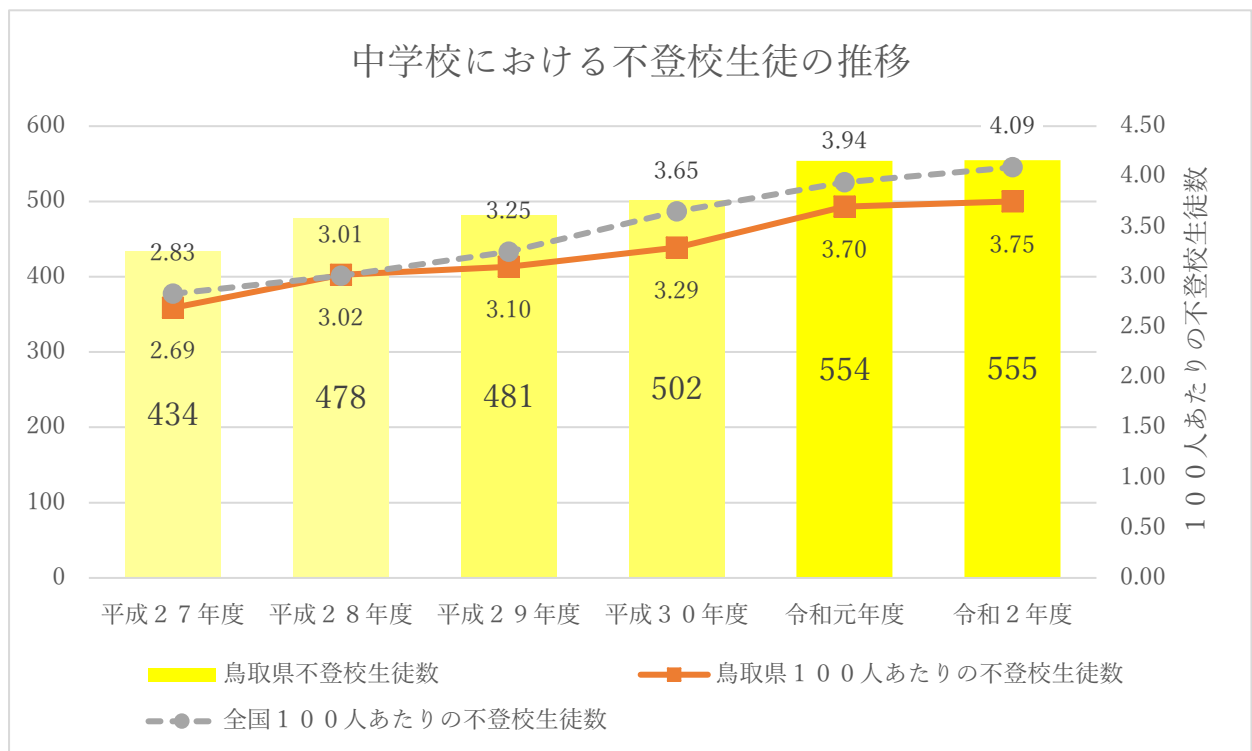
出典：総務省「国勢調査」

＊義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の規定に基づく夜間中学校の設置の推進・充実を目的に、令和2年度の国勢調査から「義務教育未修了者」の実態を的確に把握するため、「小学・中学」の選択肢を「小学」及び「中学」に分割して調査を実施した。

イ 不登校生徒の状況

いじめ・不登校対策本部会議の資料によれば、鳥取県内の中学校における不登校生徒数は、平成27年度以降、増加し続けている。

平成29年2月14日に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」における基本的な考え方に基づき、不登校児童生徒の学校復帰（「学校に登校する」という結果）のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けた多様な支援を行うことが必要となっている。この考えのもと文部科学省から令和元年10月「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が出され、本県では令和元年度、不登校児童生徒の学習機会を確保するため、県教育支援センター「ハートフルスペース」（県内3ヶ所）に自宅学習支援員を配置し、ICTを活用した自宅学習支援事業を実施、令和2年度から校内サポート教室を県内中学校に配置している。



出典：いじめ・不登校対策本部会議資料

ウ 進路別卒業生数の推移（中学校卒業生）

(ア) 中学校の現状

a 生徒数

生徒数は14,522人で、前年度より240人（1.6%）減少し、平成26年度から7年連続で前年度を下回り、昭和23年度の調査開始以来の最少数となった。

b 卒業後の状況

令和2年3月の卒業生は5,003人で、前年より184人（3.5%）減少した。

(イ) 進学状況

高等学校等への進学者は4,926人で、その内訳は、高等学校本科全日制4,485人、高等学校本科定時制103人、高等学校本科通信制107人、高等専門学校176人、特別支援学校高等部55人となっている。

高等学校等進学率（卒業生のうち高等学校等進学者の占める割合）は98.5%で、前年度より0.2ポイント上昇した。

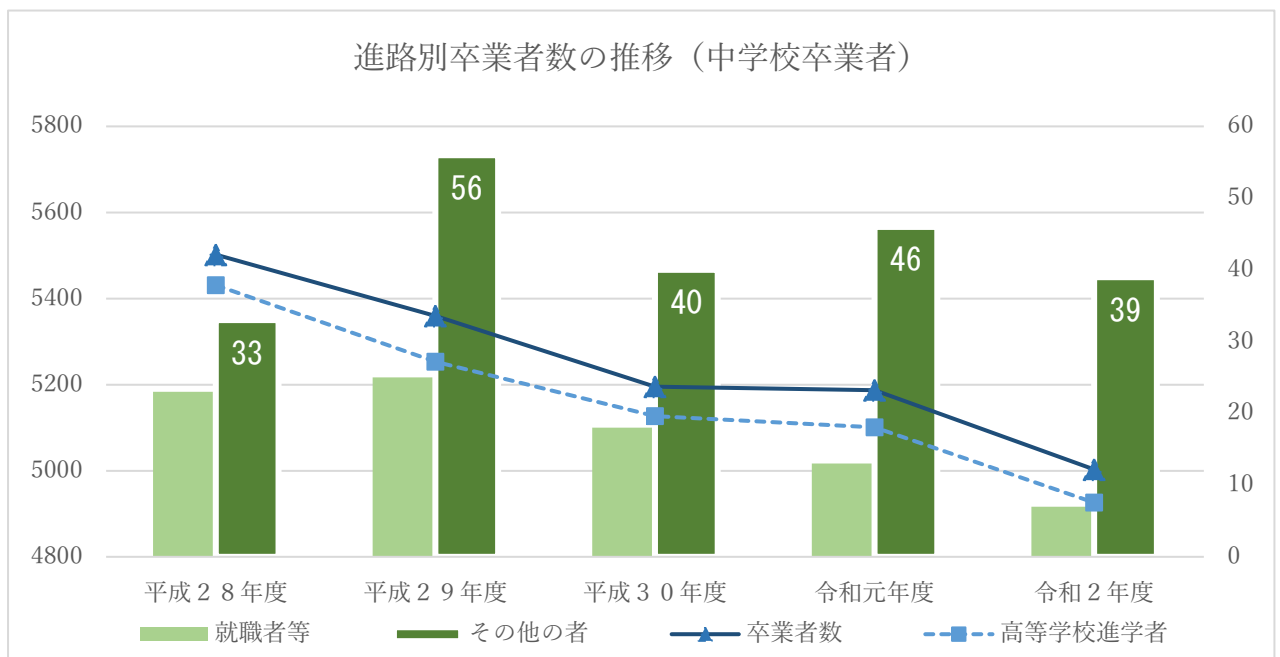
(ウ) 就職状況

就職者は7人で、前年度より6人（46.2%）減少した。就職率（卒業生のうち就職者総数の占める割合）は0.1%で、前年度より0.2ポイント低下した。

(エ) その他

「その他の者」とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、進路が未定であることが明らかな者の合計であり、33人から56人の間で推移している。

区分	卒業生数	高等学校 進学者	専修学校 進学者	職業能力開発 施設等入学者	就職者等	不詳・死亡 の者	その他の者
平成28年度	5,502	5,431	13		23	2	33
平成29年度	5,360	5,253	24	1	25	1	56
平成30年度	5,195	5,127	9		18	1	36
令和元年度	5,187	5,101	25		13	2	41
令和2年度	5,003	4,926	30	1	7		37



出典：令和2年度 学校基本調査結果（鳥取県） 確報

エ 鳥取県におけるひきこもりの実態

(ア) 該当者の人数

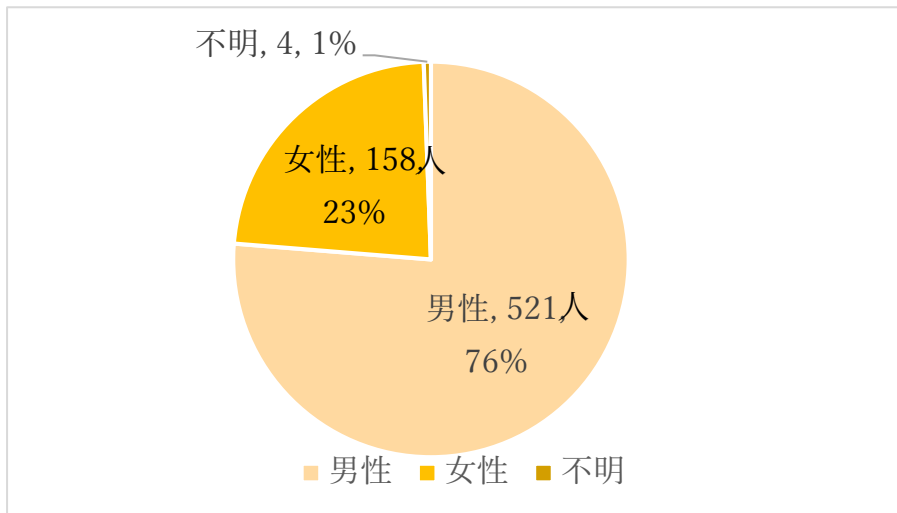
○平成30年度ひきこもりに関する実態調査（県福祉保健部健康医療局健康政策課）によると、把握できた該当者の総数は685人である。

※人数については、重複している可能性がある。

○人口当たりの該当者の割合は、0.25%となっている。（鳥取県の推計人口（平成30年7月1日現在）における15歳以上59歳以下人口271,136人に占める割合）

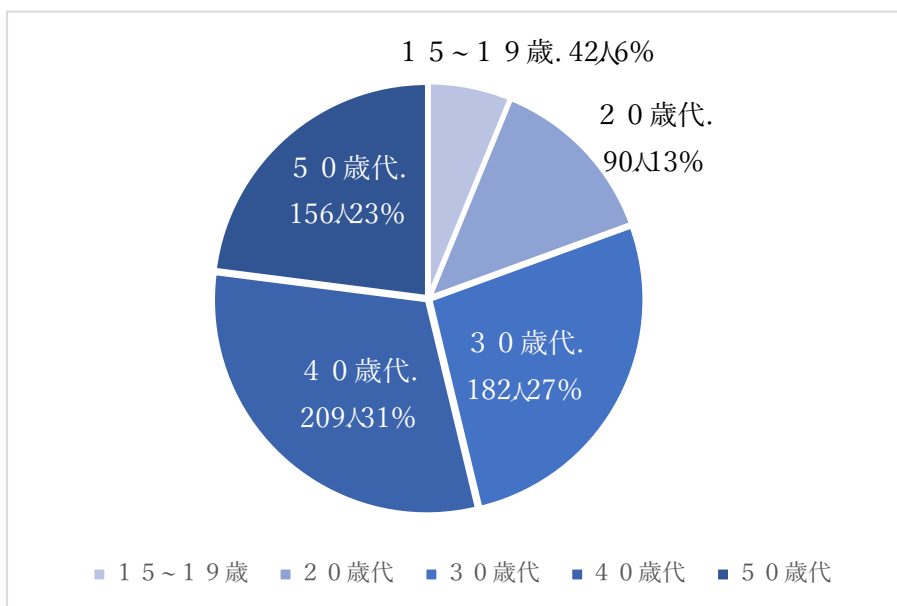
(イ) 該当者の性別（計683人） ※無回答を除く。

○男性が521人（76.3%）、女性が158人（23.1%）、不明が4人（0.6%）となっており、男性が女性の3.3倍程高い比率となっている。



(ウ) 該当者の年代別（計679人） ※無回答を除く。

○15歳～19歳が42人（6.2%）、20歳代が90人（13.3%）、30歳代が182人（26.8%）、40歳代が209人（30.8%）、50歳代が156人（23.0%）となっており、40歳代と50歳代が過半数を占めている。

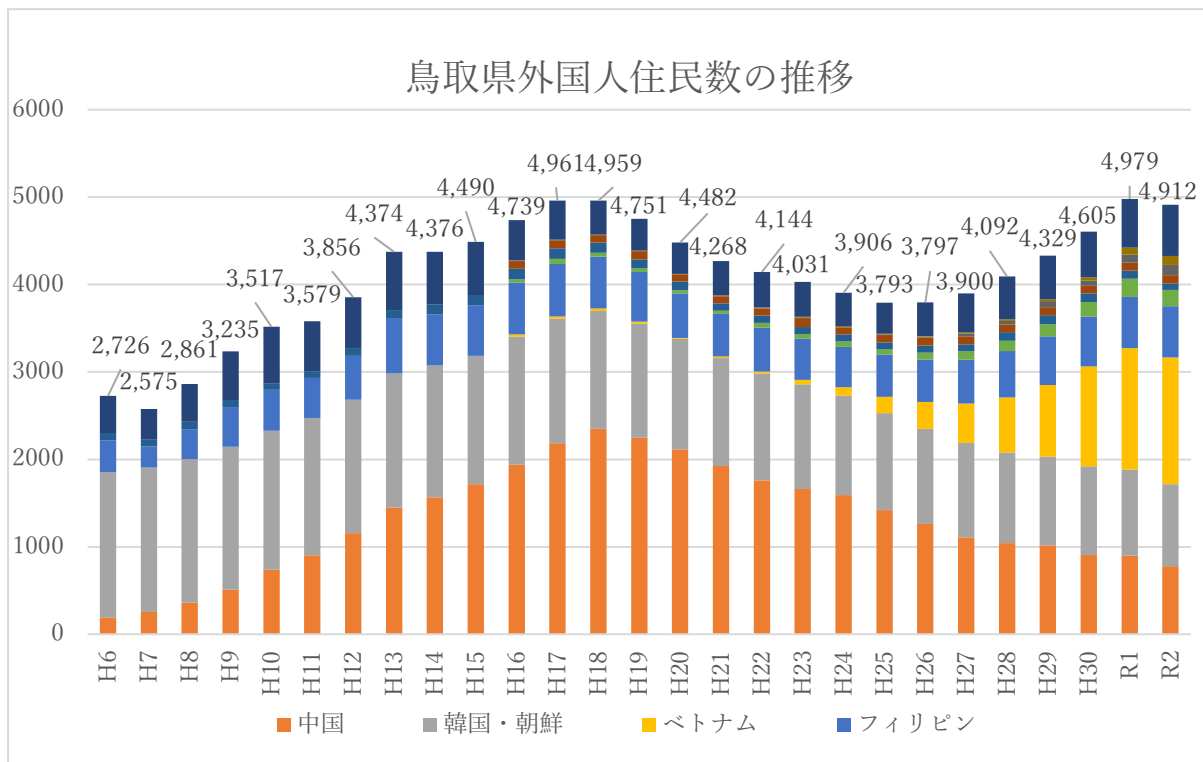


出典：平成30年度ひきこもりに関する実態調査（県社会保健部健康医療局健康政策課）

オ 在留外国人の状況

(ア) 鳥取県外国人住民数の推移

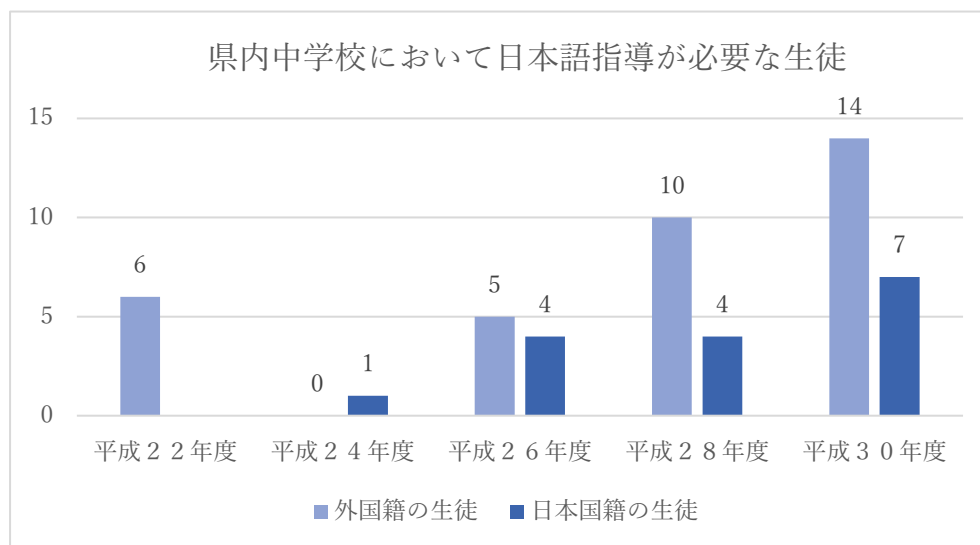
鳥取県交流推進課のまとめによると、本県における在留外国人の数は、リーマンショック等の影響により、減少した時期があったが、現在は平成18年度ごろの水準に戻りつつある。



出典：令和2年12月末現在：鳥取県交流推進課まとめ 鳥取県外国人住民数の推移

(イ) 日本語指導が必要な生徒の状況

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によれば、中学校における日本語指導が必要な生徒数は、平成24年度以降、一定以上いる。



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

※ 平成22年度以前の調査では、「日本語指導が必要な外国籍の生徒」に限っている。
また、令和2年度の調査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期となった。

4 鳥取県立夜間中学設置基本方針

令和3年11月24日開催の定例教育委員会において、鳥取県夜間中学設置検討委員会がとりまとめた県立夜間中学設置に向けた方針案を基にして、県立夜間中学の設置基本方針を次のとおり決定した。

県立夜間中学設置基本方針

1 設置形態

○県立の夜間中学とする。

2 対象者

○義務教育未修了者、形式的卒業生（入学希望既卒者）、外国籍の者

3 設置場所・施設

○鳥取市（施設：鳥取県教育センター情報教育棟（1階））

※県教育センターを県立夜間中学として利用するため、教室等への内部改修、給・排水管取替、エアコン・電灯設置等の改修工事を行う。

4 生徒・教職員

○（生徒）開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学級（学年）10名程度とする。

○（教職員）校長、教頭、教諭6名、養護教諭1名、事務職員1名〔3学級の場合〕

※不足分は会計年度任用職員等に対応。

5 教育活動

○（授業時間）午後5時30分～午後8時45分〔見込〕

※9教科の学習をする（40分授業：1日4コマ）。

※ICTを積極的に活用するなど、新たな学びの形の県立夜間中学を目指す。

6 開校時期

○令和6年4月開校を目指す。

(1) 設置形態

県立の夜間中学とする

ア 県民からのニーズ

令和2年度に県立夜間中学に関するニーズ調査を実施し、本人121名、支援者等216名、計337名の回答があり、形式的卒業生17名を含む37名が夜間中学に通ってみたいと回答。

イ 全県を対象とした夜間中学

令和2年度のアンケート調査において11市町の方からのニーズがあり、各市町村も、夜間中学の重要性・必要性は認識。市町村単独での設置・運営は困難であり、県内のどの市町村に在籍しても夜間中学に通うことが出来るよう、鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会が令和2年7月13日付けで県立夜間中学設置を求める要望書を提出。

(2) 対象者

義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者

<対象者の考え方>

学びたいのに学びを保障する場がない方への支援を第一優先と考え、義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者を対象とする。

- ・鳥取県内に在住している者
- ・学齢を超えている者（その年の3月31日までに15歳に達している者）

※不登校の学齢生徒について

不登校の学齢生徒については、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と連携し、更なる支援策を検討する。

また、今後、不登校特例校等の設置の必要性が高まることを想定し、市町村との議論を進めていくとともに、県立夜間中学設置後の状況をみながら、必要があれば県立夜間中学における不登校の学齢生徒の取扱いについても検討を行う。

(3) 設置場所

鳥取市（鳥取県教育センター情報教育棟を活用）

<設置場所（施設）の考え方>

駅に近いなど通学の利便性が高く、一定程度の空きスペースを有する県有施設を活用する。

ア 設置場所：鳥取市

<選定理由>

令和2年度のニーズ調査において、夜間中学に通ってみたいと回答した37名のうち、約半数の18名が鳥取市在住のため。（参考：東部21名、中部5名、西部11名）

イ 設置施設：鳥取県教育センター情報教育棟1階（全フロア：約550㎡）

※県教育センターには、体育館やグラウンドがないため、近隣に位置する鳥取市立湖東中学校の体育館等の活用を検討し、鳥取市と協議を進めていく。

<選定理由>

- 鳥取市にあり、鳥取大学前駅から徒歩により通学可能な場所に位置する（1km・徒歩15分）。
- 鳥取大学、街道の近隣にあり、夜間にひとけもあり、街灯も多く、安全性も一定程度保たれている。

○県教育センターに隣接したハートフルスペースがあり、形式的卒業者のサポートや不登校学
 齢生徒の将来的な夜間中学への入学にかかる支援等も期待できる。

○鳥取大学の学生や留学生等による生徒への支援(ボランティア活動)も期待できる。

(4) 生徒・教職員

ア 生徒

開校時の学級数を3学級(3学年)とし、各学年10名程度とする

※授業料は無償とする。

イ 教職員

勤務時間：13：00～21：30(1日7時間45分勤務、休憩45分間)とする

※授業が始まるまでの時間の業務内容(想定)

教材研究、職員会議、相談業務、早い時間帯に登校し学習を希望する生徒の対応等

教職員数：校長1、教頭1、教諭6、養護教諭1、事務職員1

※不足分は会計年度職員等対応

※開校時の学級数を3学級(3学年)とした場合

(学校教育法37条、49条の準用規程及び令和3年度小中学校配当基準表による)

(5) 教育活動

ア 卒業までの年数は3年を基本とする

イ 週5日の授業

ウ 9教科の学習

※本人の学習の習熟の程度や実態を把握し、本人と相談を行った上で、個別のカリキュラムを編
 成する。

エ 時間割(想定)

【夜間部】

校時		授業時間
学活	17：30～17：40	10分
1校時	17：45～18：25	40分
2校時	18：30～19：10	40分
休憩(補食)	19：10～19：20	10分
3校時	19：20～20：00	40分
4校時	20：05～20：45	40分

オ 新たな学びの形の県立夜間中学

これまで夜間中学で取り組まれている個に寄り添った教育に加えて、ICTを活用した基礎
 学力の確実な定着や個別最適な学びを進めるなど、新たな学びの形の県立夜間中学をめざす。

(6) 開校時期

令和6年4月を目標とする

(7) 分教室の設置について

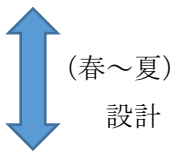
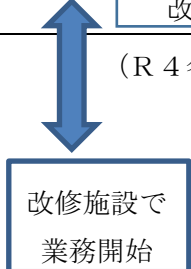
まずは県内に1校、夜間中学を設置することをめざし、県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることを想定し、分教室の設置の検討を継続する。

<分教室設置までの主な検討事項（課題）>

- ・ 分教室として使用可能な施設の確定
- ・ 分教室に配置する教職員の確保
- ・ 分教室で授業する場合の授業の持ち方（9教科及び学校行事等をどのように実施するか）
- ・ 本校と分教室をオンラインで結んで授業を実施する場合の条件の整理（遠隔教育特例校の申請等）
 - 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。
 - 保健体育科の実技や、技術・家庭科の調理実習の授業など、配信側の教員が受信側の生徒や生徒がいる場所にある器具に直接触れることができないことにより、安全上の問題等が発生しうる内容の授業は原則として認められないこと。

（令和元年8月21日付元文科初第637号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（文部科学省初等中等教育局長通知）

5 県立夜間中学設置・開校に向けたスケジュール案

年 度	内 容	施設改修関係
令和3年度 (3年前)	○R4当初予算に向けた検討 ・教育課程、入学者受入に係る検討委員会開催経費 ・県立夜間中学にかかる周知・広報経費 ・施設改修内容の検討、設計経費 ○(2月議会)当初予算	
令和4年度 (2年前)	○教育課程、入学者受入に係る検討委員会開催 ○パブコメ、電子アンケート実施(住民説明会) ○学校概要説明会、生徒対象説明会(体験入学会)開催 ○校名、校章、校歌等の募集(決定)	 <p>(春～夏) 設計</p>
令和5年度 (1年前)	○学校説明会開催 ○生徒対象説明会開催 ○志願者相談会開催 ○学校(学校職員)設置、仮執務室で学校業務を開始 ○生徒募集 ○入学予定者面接等実施	 <p>(R4冬～R5夏) 改修工事</p> <p>改修施設で 業務開始</p>
令和6年 4月	開校	

鳥取県立夜間中学等に関するアンケート調査及び調査結果の概要

令和3年3月31日集計時点

小中学校課

1 調査概要

(1) 調査の対象及び内容

鳥取県内在住の、①義務教育未修了者、②外国籍の者、③入学希望既卒者④不登校となっている学齢生徒、上記①から④に対する支援者・保護者等を対象に、①本人用、②支援者・保護者用の2種類のアンケートを用意し、調査を実施(調査期間:令和2年12月3日から令和3年2月26日まで)。

【本人用アンケート】

日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ベトナム語の6種類の言語で、年齢・国籍・居住地等の属性を尋ねた上で、県立夜間中学が設置された場合の通学希望や、通学するとした場合の県立夜間中学の形態、通学可能な時間帯等を尋ねる内容のアンケートを作成。鳥取県電子申請サービスと紙媒体による2通りで実施。

【支援者・保護者用アンケート】

周りに夜間中学のことを知らせたい人がいるかどうか等を尋ねる内容の支援者・保護者用アンケートを作成。とっとり電子申請サービスと紙媒体による2通りで実施。

(2) 調査方法

多くの方から回答が得られるよう、関係する支援者(団体)の掘り起こし・訪問を行い、アンケート調査が入学対象者に届くようにするとともに、多くの方が回答しやすいよう、電子アンケート(県電子申請サービス)を活用し、新聞広告にQRコードを添付したり、SNSで周知を図ったりするなどの工夫を行った。

- ・支援団体等を訪問しての調査回答依頼(24施設、延べ30回訪問)
- ・アンケート配架(依頼)(246施設)
- ・SNS広告(929万回の表示回数、1.1万回のリンククリック)※広報課事業
- ・新聞広告(令和2年12月12日(土) 日本海新聞)※広報課事業

2 回収件数

回答総数337名(本人121名、支援者・保護者216名)

【本人用アンケート】

121件(とっとり電子申請サービスによる回答:73件、紙媒体による回答:48件)

<回答者の属性>

①義務教育未修了者2件、②外国籍の者5件、③入学希望既卒者50件、④不登校となっている学齢生徒22件、①から④に該当しない者41件、回答なし1件

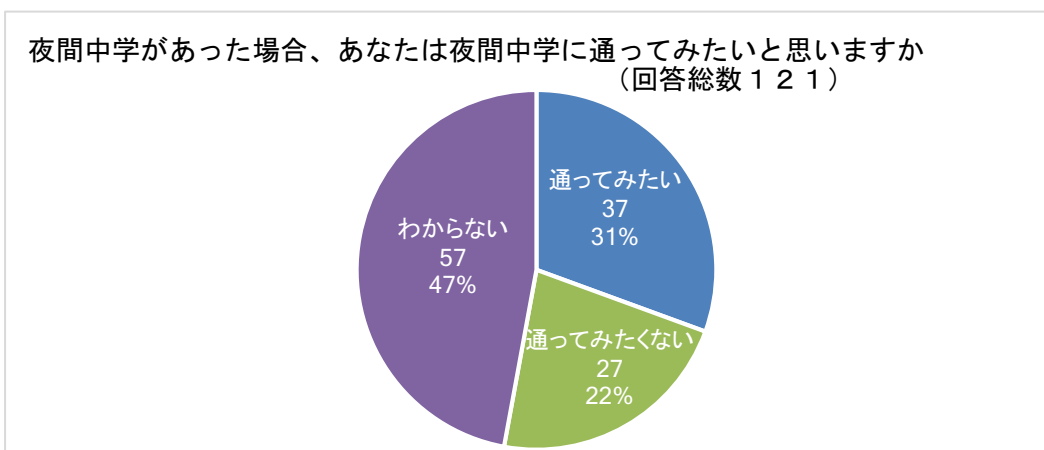
【支援者・保護者用アンケート】

216件(とっとり電子申請サービスによる回答:99件、紙媒体による回答:117件)

3 アンケート結果の概要

(1) 本人用調査

本人用調査の回答121件のうち、37件(31%)が「夜間中学があった場合、通ってみたい」という回答。

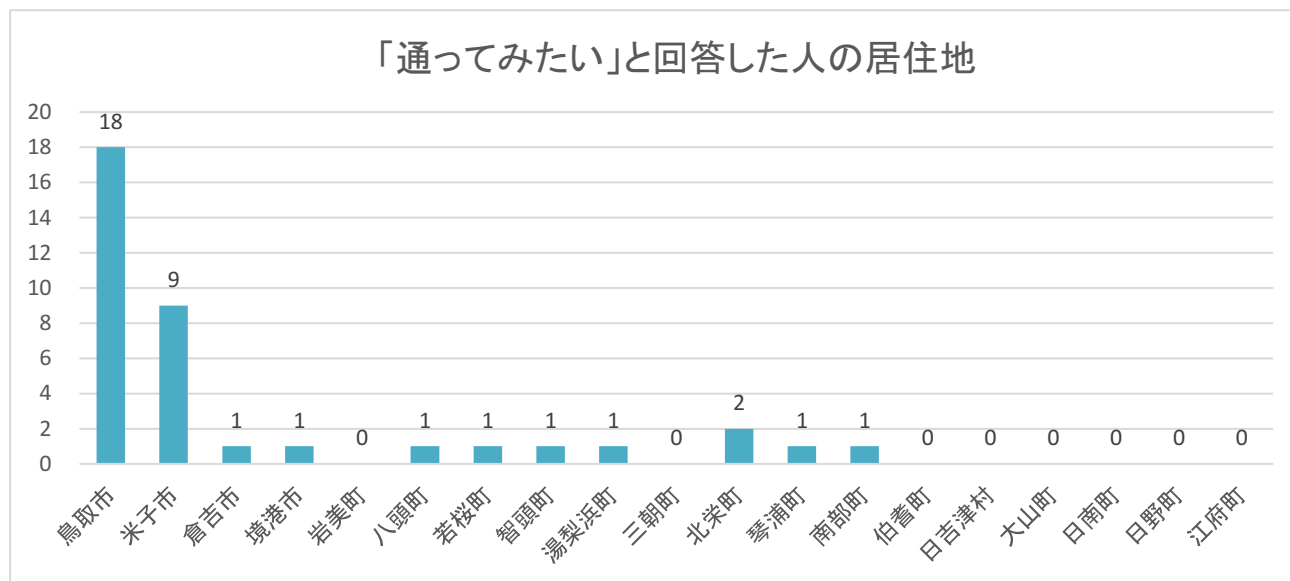


「通ってみたい」と回答した人の属性>

区分	義務教育未修了者	外国籍の者	形式的卒業生	不登校の学齢生徒	その他	未回答	合計
通ってみたい	1	3	19	4	10	0	37
通って見たくない	1	0	8	7	11	0	27
分からない	0	2	22	11	21	1	57

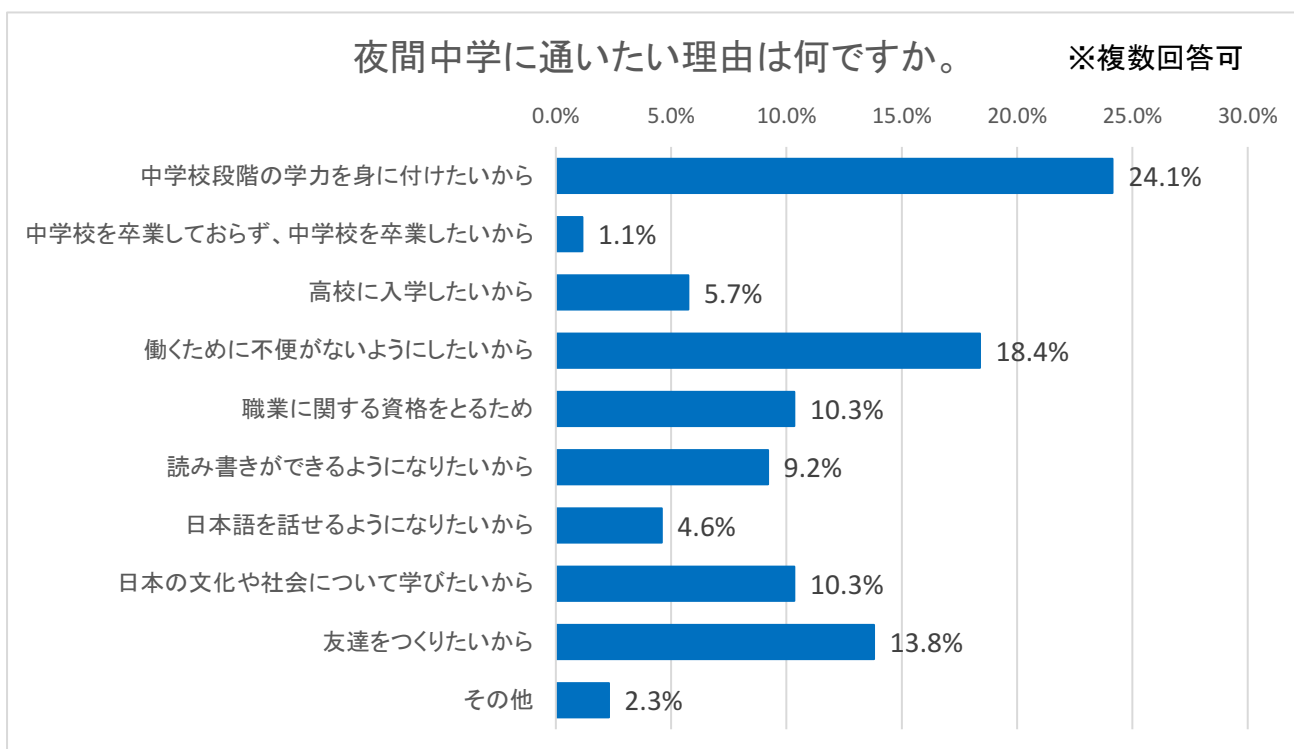
- ・義務教育未修了者1名（鳥取市）
- ・外国籍の者3名（鳥取市1、米子市1、境港市1）
- ・形式的卒業の者19名（鳥取市9、米子市4、倉吉市1、八頭町1、智頭町1、北栄町1、琴浦町1、南部町1）
- ・学齢期の不登校の者4名（鳥取市1、米子市1、若桜町1、湯梨浜町1）
- ・選択肢にあてはまるものがない者10名（鳥取市6、米子市3、北栄町1）

<「通ってみたい」と回答した人の居住地>



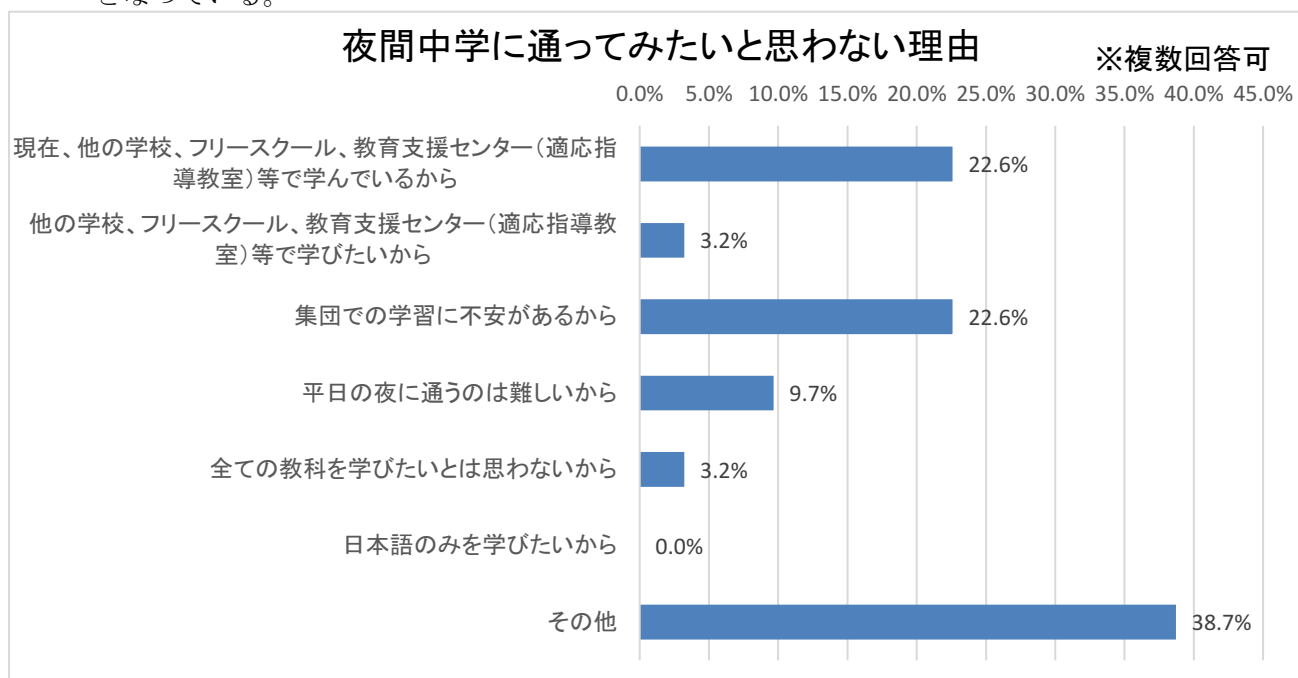
○夜間中学に通いたい理由

「夜間中学があった場合、通ってみたい」と答えた人の理由としては、「中学校段階の学力を身に付けたいから」が24.1%で最も高く、次いで「働くために不便がないようにしたいから（18.4%）」、「友達をつくりたいから（13.8%）」となっている。



○夜間中学に通ってみたいと思わない理由

「夜間中学があった場合、通ってみたいと思わない」と答えた人の理由としては、「その他」が38.7%で最も高く、次いで「現在、他の学校、フリースクール、教育支援センター（適応指導教室）等で学んでいるから（22.6%）」、「集団での学習に不安があるから（22.6%）」となっている。

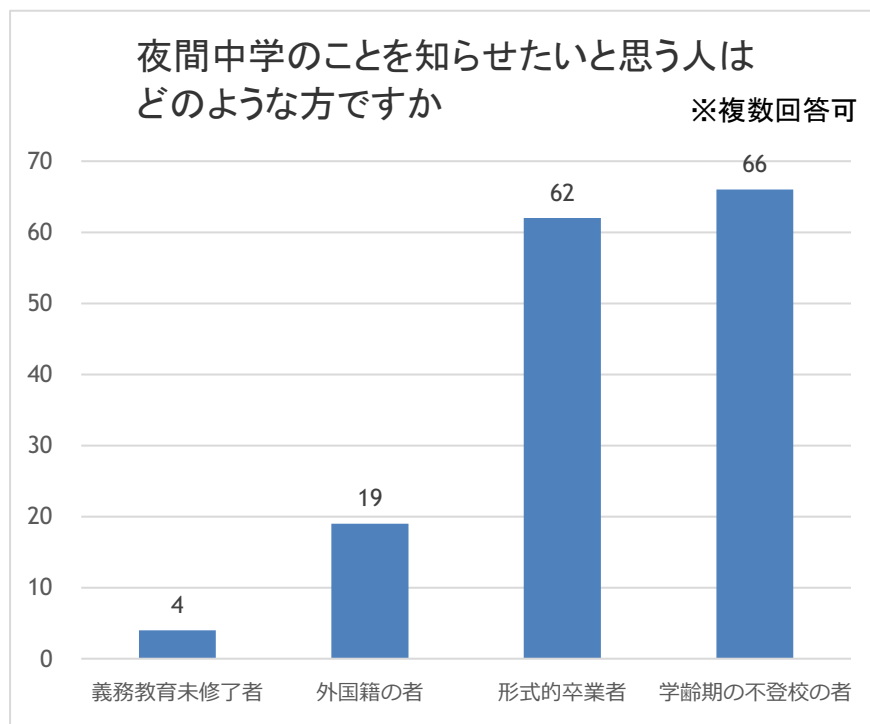


(2) 支援者用アンケート

支援者用調査の回答216件のうち、「夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか」という質問に対し、「思い当たる人がいる／場所（団体、職場など）がある」という回答が59件、「身近にいる」という回答が50件寄せられた。

夜間中学のことを知らせたいのはどのような者かについては、①義務教育未修了者4件、②外国籍の者19件、③入学希望既卒者62件、④不登校となっている学齢生徒66件となっている。

夜間中学のことを知らせたい者の年代は10代が66件、20代が19件、30代が14件、40代が6件、50代が4件、60代以上が7件となっている。



参考資料

1 関係法令

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）
（平成二十八年十二月十四日法律第百五号）
- 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（平成二十九年法律第五号による改正）

2 文部科学省通知関係

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抄）
（平成29年3月31日文部科学省）
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）
（平成29年3月31日平成29年文部科学省令第18号）
- 義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）
（平成27年7月30日 27初初企第15号）
- 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（一部抜粋）

1 関係法令

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）

（平成二十八年十二月十四日法律第百五号）

（基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3～4 略）

（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三三号）（平成二十九年法律第五号による改正）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

2 文部科学省通知関係

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抄）

（平成29年3月31日文部科学省）

1、2（略）

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

（1）夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

②～③略

（2）夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

（平成29年3月31日平成29年文部科学省令第18号）

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。こと。（第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係）

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）

3 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなること。

1 義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知） （平成27年7月30日 27初初企第15号）

- 1 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

- 2 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。

- (1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
- (2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
- (3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
- (4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
- (5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース

- 3 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した

対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

2 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（一部抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

（4）学齢を経過した者への配慮

1 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第1章第4の2の（4）のア）

- 1 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。平成28年度現在、全国に31校が設置されている。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会118の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第56条の4等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教

育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28文科初第1874号平成29年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第56条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

2 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善（第1章第4の2の（4）のイ）

- 2 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第4節1「（4）指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の第3章教育課程の編成及び実施習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、チーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第4節2「（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。